

最高裁秘書第3738号

平成30年9月13日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

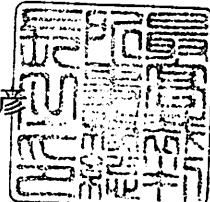
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第39号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年9月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年9月10日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、司法修習生配属現員表の保存期間は30年であるから、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

40期から48期までの間の、司法修習開始時点における、司法修習生配属現員表（以下「本件対象文書」という。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年7月9日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人は、司法修習生配属現員表（以下「現員表」という。）の保存期間は30年であるから、本件対象文書は存在すると主張している。

イ しかし、探索の結果、本件対象文書は発見されなかった。

仮に本件対象文書が作成・取得されたとしても、現員表は、対象となる司法修習生の在籍中に作成されるものであるから、昭和61年から平成6年にかけて採用された司法修習生を対象とする本件対象文書は、その頃作成・取得されたのではないかと考えられる。確かに、平成30年1月25日から実施されている最新の「司法研修所事務局企画第二課標準文書保存期間基準」では、現員表の保存期間を30年と定めているが、同基準は、平成25年1月1日から実施された平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」に基づき定められ、改定を経ながら現在に至っているものであり、同基準を定めるより前の文書の保存等について定めた文書の中には、現員表の保存期間を明記した文書は確認できなかった。

したがって、本件対象文書の保存期間等にかかる取扱いは不明ではあるが、本件対象文書は、相当以前に作成・取得されたものと考えられることからすると、保存期間経過後又は用済み後に廃棄されたものと考えられる。

ウ よって、申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。